

保有資産目録

団体の名称：

令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により所有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

〔保有資産目録 記載要領〕

1(1)ア 建物

- 名 称…○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。(参照：不動産登記規則第 113 条)
- 延 床 面 積…不動産登記規則第 115 条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
(注) 不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切捨てる。」
- 所 在 地…市区町村内の地番（不動産登記法第 44 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条）及び家屋番号（法第 44 条、不動産登記規則第 112 条）まで記載すること。

1(1)イ 土地

- 地 目…不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとすること。
(注) 不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩 田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水 路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」
- 面 積…不動産登記規則第 100 条に定める「地籍」と同一とすること。
(注) 不動産登記規則第 100 条「地籍は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切捨てる。」
- 所 在 地…市区町村内の地番（不動産登記法第 3 5 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条）まで記載すること。

(立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」(立ち木に関する法律第 15 条第 2 号)、「面積」を「数量」(同法第 15 条第 2 号)と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立ち木に関する法律」第 15 条第 1 号の事項に留意すること。)

(注) 立ち木に関する法律第 15 条第 1 号「樹木が一筆の土地の一部分に立生する場合に於いては其の部分の位置及び面積其の部分を表示すべき名称又は番号」

- 2(1) ○権 原…不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権)
- 不動産の種類…土地、建物及び立木の区分によること。
 - 所 在 地…原則として 1 に同じ。
- 2(2) ○資産の種類 …国債、地方債、社債といった区部により、銘柄（社債の場合は「何及び数量 会社物上担保付社債」、国債及び地方債の場合は、「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。